

# 【申込から補助金支払までの流れ】

以下のとおり、事前申請後、実際に出展していただき、出展終了を確認後に補助金をお支払いします。

## ①事前申請

対象の展示商談会出展への補助を希望される場合は、事前申請が必要です。

(出展の15日前まで)

- ・事前申請書と展示事業主催者に提出する出展申込書のコピー  
(出展企業→茨木商工会議所)
- ・上記確認後、事前申請確認書を発行します。(茨木商工会議所→出展企業)

## ②補助金の請求 (請求期限: 2024年2月26日 月曜日)

展示商談会出展後に補助金をお支払いします。

請求に必要な書類等

- ・補助金請求書と出展料の領収書、出展したことがわかるもの  
(パンフレット、ガイドブック等) (出展企業→茨木商工会議所)

※ なお、2024年2月29日以降の請求は、いかなる事情があってもお支払いできませんのでご注意ください。

## ③補助金支払

請求書に記載の金融機関口座に、概ね1カ月程度で補助金をお振込みします。

(茨木商工会議所→出展企業)

※ 事前申請で申請確認がされていない場合、補助金の支払いはできませんのでご注意ください。

下記シートにご記入の上、茨木商工会議所までお問合せください。

F A X ( 0 7 2 ) 6 2 2 - 6 6 3 2

### 展示商談会出展補助制度のお問合せ

事業所名			
氏名		役職	
住所			
連絡のつくTEL		F A X	
所属	いずれかに○をつけてください 茨木商工会議所の <b>会員事業所</b> 茨木商工会議所の <b>会員以外の事業所</b>		
お問合せ内容	<input type="checkbox"/> 資料送付希望 <input type="checkbox"/> その他		

※ ご記入いただいた個人情報は、展示商談会出展補助制度に関する諸手続・連絡のために利用させていただきます